

土砂等による

土地の**埋立て・盛土・堆積**を行う場合



許可や届出が必要になります



条例の基準に適合しない土砂の埋立てはできません！



特定事業場の埋立て事例

対象となる土砂等

自然由来の土砂

土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの（第1種～第3種建設発生土）



埋立て等を行う場合

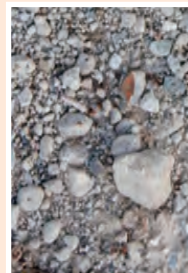
残土条例による許可対象

廃棄物由来の土砂状物

建設汚泥等の産業廃棄物を原料として、脱水、破砕などの処理を行い、土砂状としたもの



建設汚泥を原料



コンクリートを原料

埋立て等を行う場合

再生土条例による届出対象

条例の目的

残土条例及び再生土条例では、土砂等の埋立て等による
土壌の汚染と災害の発生を防止し、**県民の生活環境を保全**します。

そのために必要な安全基準や構造基準が定められていますので、
条例の趣旨を理解し、適正な埋立てを行うようお願いします。

残土条例 …… 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

再生土条例 …… 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例

安全基準

※面積にかかわらず、安全基準を満たす必要があります

安全基準（環境基本法で定められている基準）に適合する土砂等を使用して埋立てをする必要があります。

定期検査では、土壌や排水の検査を実施しています。

土壌と排水はそれぞれ約30項目の化学物質の濃度を
確認しています。



定期検査における排水のpHの確認

構造基準

※面積にかかわらず、崩落等の防止措置が必要です

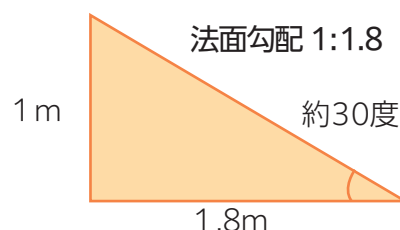
県の条例で定められた構造上の基準に適合させる必要があります。

◎法面勾配

◎埋立て高さ5mごとに幅1m以上の小段設置

◎締固めの実施

◎芝張り等による法面の保護

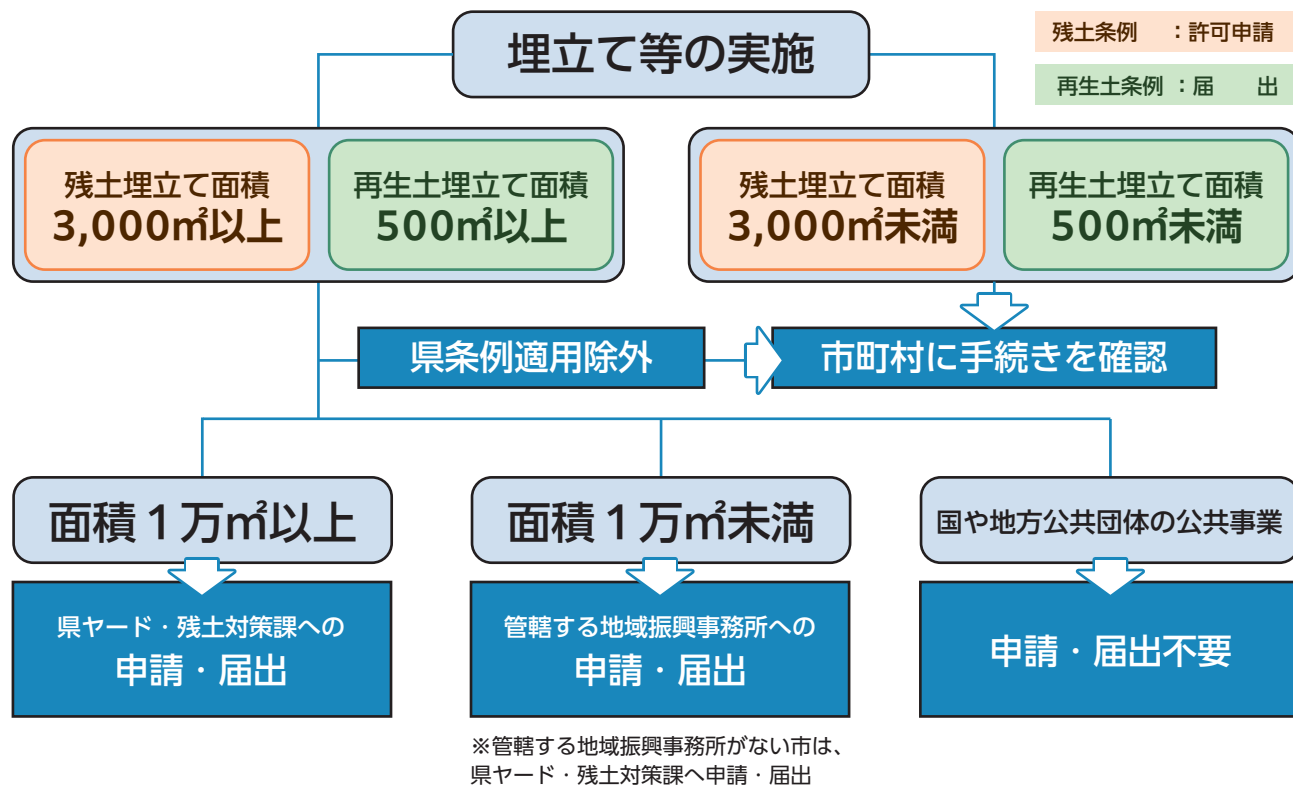


※令和7年5月26日以降、盛土規制法の規制区域内では盛土規制法の構造基準によることとなります。

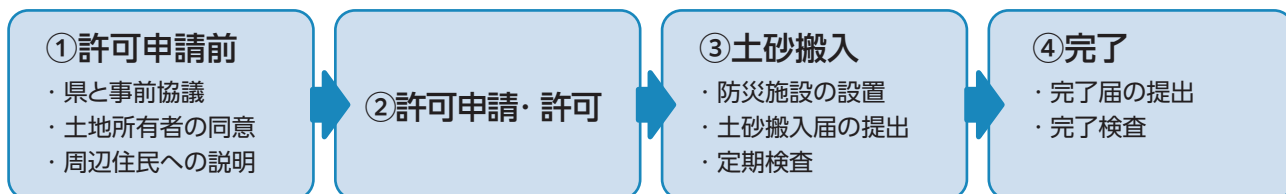


定期検査における法面勾配の確認

手続きが必要となる埋立て等



申請から工事完了まで（残土条例の場合）



条例違反者への罰則等

条例違反者への罰則は最高 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金が科されます。
(残土条例の場合)

- ・ 安全基準に適合しない土砂等の使用に係る措置命令違反、無許可埋立て等
⇒**懲役1年**以下又は**罰金100万円**以下
- ・ 無届出・虚偽届出による搬入、土砂等管理台帳作成等の違反、立入検査拒否等
⇒**罰金50万円**以下
- ・ 特定事業の着手時・完了時等の届出違反
⇒**罰金30万円**以下
- ・ 両罰規定(法人等の場合)
⇒行為者本人を罰する他、法人等に対して罰金刑



土地所有者の皆さまへお願い

- ①埋立て等の事業者が土地を提供する場合は、埋立て等の事業計画を十分確認した上で同意してください！
事業者と同様に、土地所有者にも責任が生じ、措置命令の対象となります！
- ②埋立て等の事業が行われている間は、自ら埋立て事業場を訪れ、計画と異なる事業が行われていないか、また、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないか、又はそのおそれがないかなどを確認してください！
- ③土壌汚染や崩落などの災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、事業者に対して事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、県や市町村等に通報してください！

お問い合わせ

1 県ヤード・残土対策課

担当班	住所	電話番号
残土・再生土対策班	〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2641

①面積 10,000 m²以上の埋立て、②市原市における 3,000 m²以上の残土埋立て、③千葉市・市原市における 500 m²以上の再生土埋立てを担当します。

2 各地域振興事務所

令和7年2月末現在

事務所名 担当課	住所	電話番号	管轄市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイス 7F	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、 浦安市、(船橋市)
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本 7	047-361-2119	松戸市、流山市、我孫子市、 鎌ヶ谷市、【野田市】、(柏市)
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鍋木仲田町 8-1	043-483-1138	白井市、富里市、酒々井町、栄町、 【成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市】
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11	0478-54-7505	東庄町、 【香取市、神崎町、多古町】
海匠地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市二 1997-1	0479-64-2825	【銚子市、旭市、匝瑳市】
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475-55-3862	九十九里町、横芝光町、 【東金市、山武市、芝山町】、 <大網白里市>
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731	一宮町、睦沢町、白子町、 長柄町、長南町、【長生村】、 <茂原市>
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 大多喜町猿稻 472-2	0470-82-2451	いすみ市、御宿町、 【大多喜町】、(勝浦市)
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、 【鋸南町】
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285	袖ヶ浦市、 【木更津市、君津市】、(富津市)

※【赤色】：県残土・再生土条例適用除外、(青色)：県残土条例のみ適用除外、<緑色>：県再生土条例のみ適用除外